

一般社団法人日本分析機器工業会  
役員報酬等に関する規程

平成25年4月1日制定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、定款第28条に基づき、総会の決議により、役員報酬等に関して定めるものであり、この規程を変更するときも同様とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、本会を主たる勤務先とし、週3日以上本会の業務に従事する者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として支払うものと退職慰労金をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費等を含む）、通勤手当等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

第2章 報 酬 等

(報酬の支給)

第3条 常勤理事の年俸は1,200万円以内とし、理事会の承認を得て会長が決定した額を支給する。月額報酬は年俸の12分の1とする。

(退職慰労金)

第4条 常勤理事の退職に当たっては、退職慰労金を支給することができる。

2 退職慰労金の額は、退職時の月額報酬に役員在任年数を乗じて得た額とする。

3 在任期間が1年に満たない場合、6か月以上は1年とし、6か月未満は切り捨てる。

(退職慰労金の不支給)

第5条 常勤理事が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、定款第27条の規定に基づき解任されたときは、当該常勤理事には退職慰労金を支給しない。

第3章 費用の負担

(費用の負担)

第6条 常勤理事及び会員及び会員に属していない理事・監事はその職務の遂行に当たって負担した費用については、別に定める旅費規程に基づき、遅滞なく支払うものとする。

2 常勤理事には、職員の通勤手当の支給基準に準じて通勤手当を支給する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。